

第3章 NBRC設備品規格

公認リーグ及び競技会は、すべてNBRCの規定を厳密に守るよう統制され、本章の規格認定設備品のみを使用するものとします。

規格は、この章で特に明記されたものを除き、各代表者によって審議のうえ、規定される場合があります。

NBRCのボウリングレーン基準規定

第78条 構造

フラットガター、キックバック及びアプローチを含めたボウリングレーンは、木材又はテストを経て承認された他の材質を用いて作らなければなりません。但し、ピンデッキの末端（エッチ）テールブランク、キックバック、フラットガター及びガターの縁取りは、ファイバー或いは他の合成材で補強されることが認められます。アプローチは、設備に関する規格に見合った硬質物を用いる事も許されます。

第79条 アプローチ

ファールラインを除き、その後方（手前）の滑らかで水平な面をアプローチと称し、その長さは15フィート（4.57m）以上とします。落差は1/4インチ（0.63cm）までの誤差が許容されます。

第80条 ファールライン

ファールラインの巾は3/8インチ（0.95cm）以上1インチ（2.54cm）以内とし、レーンに明確に印示するか埋め込まなければなりません。ファールラインは競技者の手の触れる範囲の壁或いは柱等にまでレーンから延長されるものとします。

第81条 ファール判定装置

BPAJのレーン認証を受けた競技場で競技をする場合は、ファール自動判定器を設置するか、或いはファール審判席をファールラインを妨害なく見通せるラインの延長線上に設けなければなりません。

第82条 レーンの長さ

レーンの全長は62フィート10インチ3/16（19.156m）であり、この長さはファ

ールラインからピット（テールブランクは含まない）までとし、1/2インチ（1.27cm）以内の誤差は許されます。

ファールラインから1番ピンまでの長さは60フィート（18.288m）とし許容差は1/2インチ（1.27cm）とします。1番ピンの中心からピット（テールブランクは含まない）までは34インチ3/16（86.84cm）とします。

第83条 レーンの巾

レーンの巾は41インチ1/2（1.054m）とし±1/2インチ（1.27cm）までの差は許されます。左右のガターを加えたレーンの巾は60インチ（1.524m）以上60インチ1/4（1.530m）以内とします。

例えば41インチ1/2（1.054m）巾のレーンでは両ガターの巾は9インチ1/4（23.49cm）以上9インチ3/8（23.81cm）までとします。

第84条 レーンの表面

レーンの表面は、何れの箇所においても連続した条溝があってはなりません。水平度及び落差は最大限40/1000インチ（1mm）まで許容されます。

第85条 ピンデッキ

ピンデッキは、そのファイバーストリップを除きNBRC設備品規格に適合する硬質木材、或いは他の合成材を用いて全体を作成されるものとします。ファイバーストリップは取り付け時点において、厚み1/4インチ（0.63cm）以内巾1インチ1/2（3.81cm）以内とし、左右ガターに隣接するピンデッキの側面に取り付けられ、ヘッドピンを挟んで向かい合った位置からピットに至る間の長さとし、

ファイバーストリップは垂直に取り付けられるものとし、ピンデッキの表面に現われる巾は1/4インチ（0.63cm）を超えてはなりません。ピンデッキの縁端は5/32インチ（0.39cm）以内の半径で、円味加工を施さなければなりません。この半径がリサフェイスによって変形した場合は、本条の規格に適合するよう修正されなければなりません。

第86条 テールブランク

テールブランクはレーンの後端に取り付けられ、その巾は2インチ（5.08cm）を超えてはなりません。7、8、9及び10番（最後列）のピンスポットの中心か

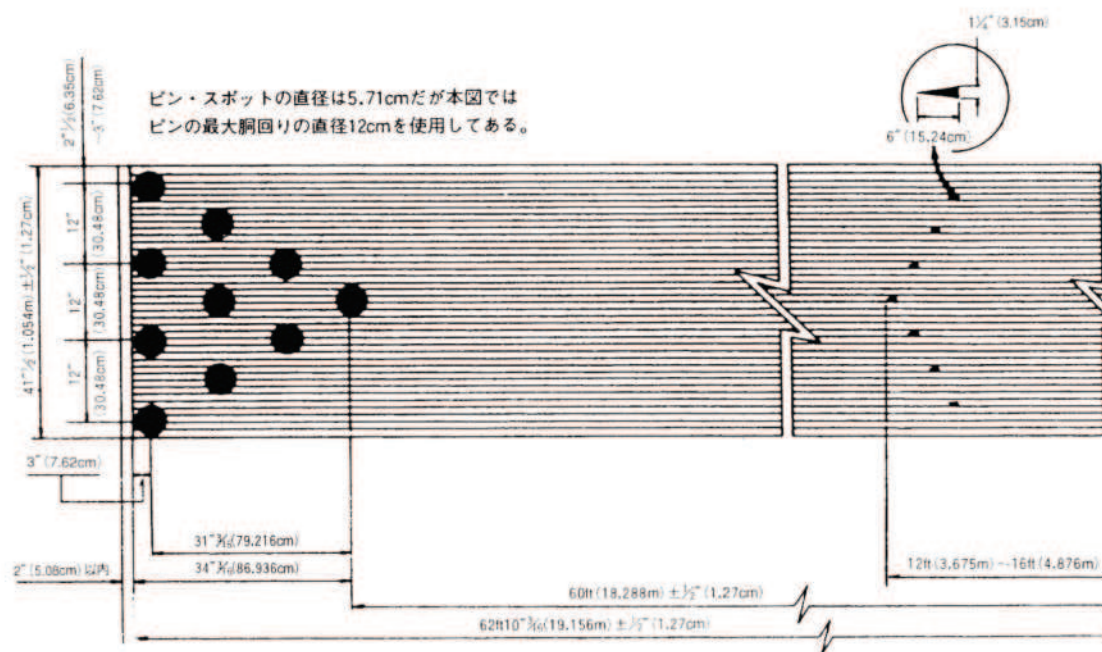
らレーンの後端迄の距離は、テールブランクを含めて有効水平面が5インチ(12.7cm)以上あってはなりません。

第87条 ガター

ガターはレーンの両端に取り付けられ、ファールラインからレーンに並行してピットに至るまでの長さとなります。

第88条 ガターの巾

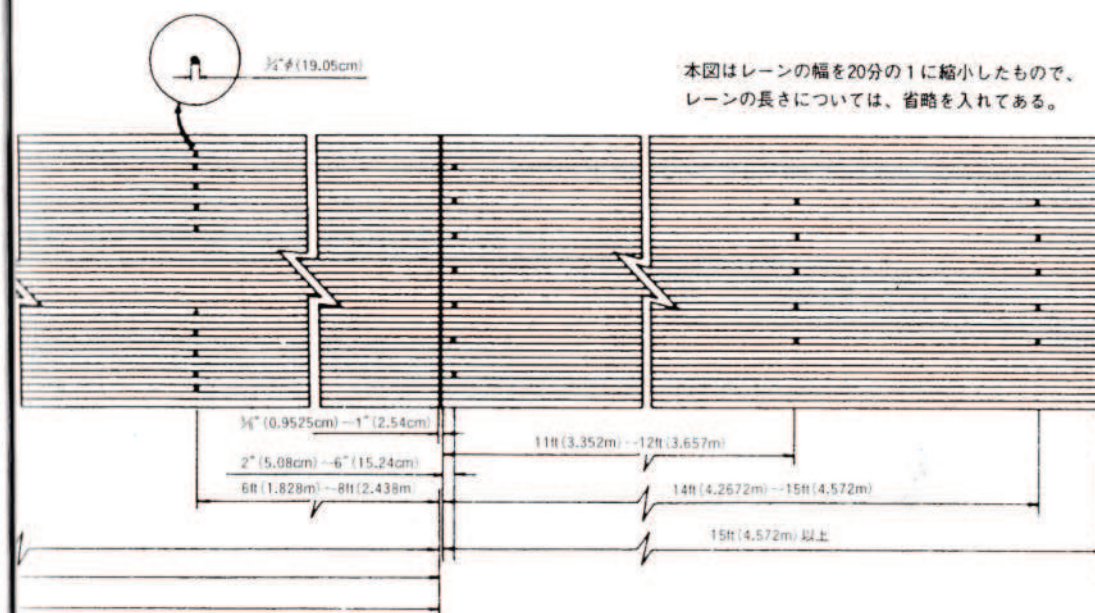
ガターの巾は9インチ(22.86cm)とし、+3/16インチ(0.47cm) - 5/16インチ(0.79cm)を許容範囲とします。



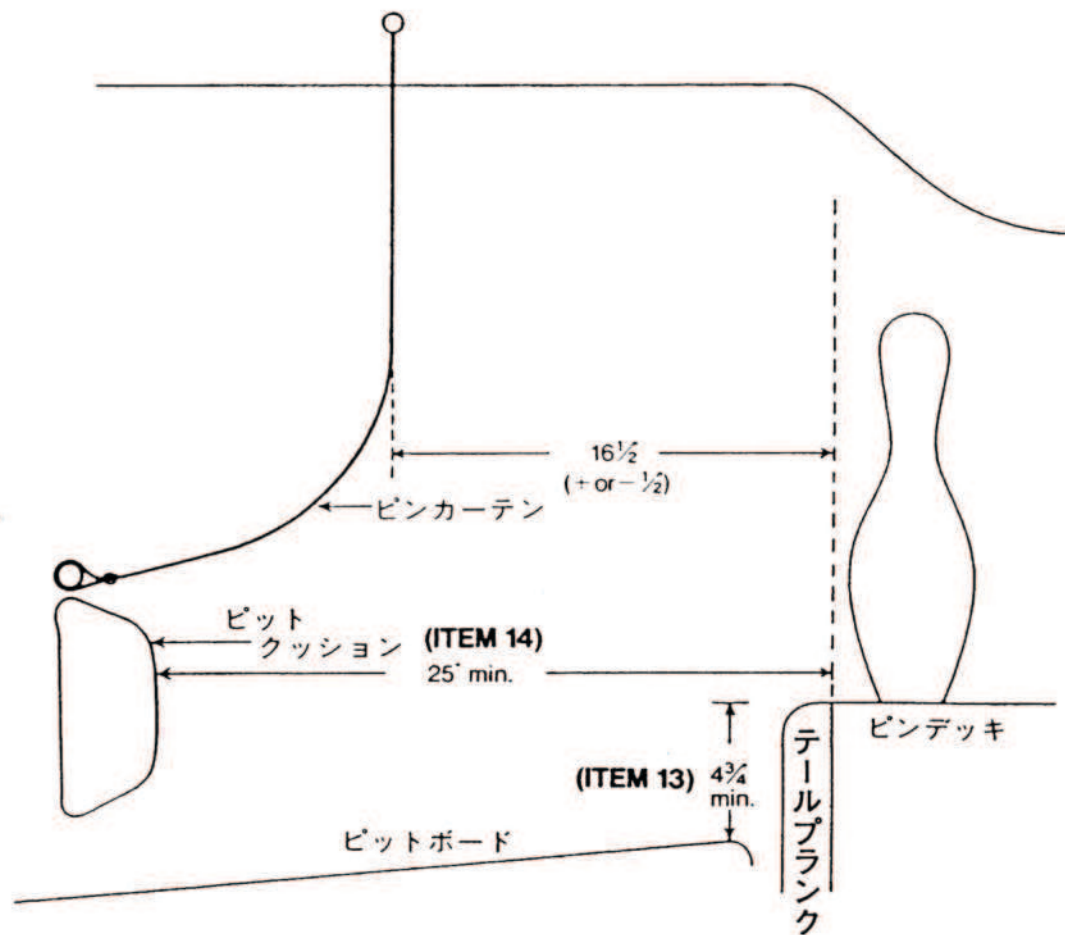
第89条 ガターの深さ及び形状

ガターは1番のピンスポットの先15インチ(38.1cm)以内で互いに向き合った位置からピットに至る間は、底部を角形にしなければなりません。ガターの角形部分の底部は傾斜させ確実に固定させなければなりません。その深さはレーンの表面から測って浅部で3インチ1/2(8.89cm)以上、深部で3インチ3/4(9.52cm)以内とします。

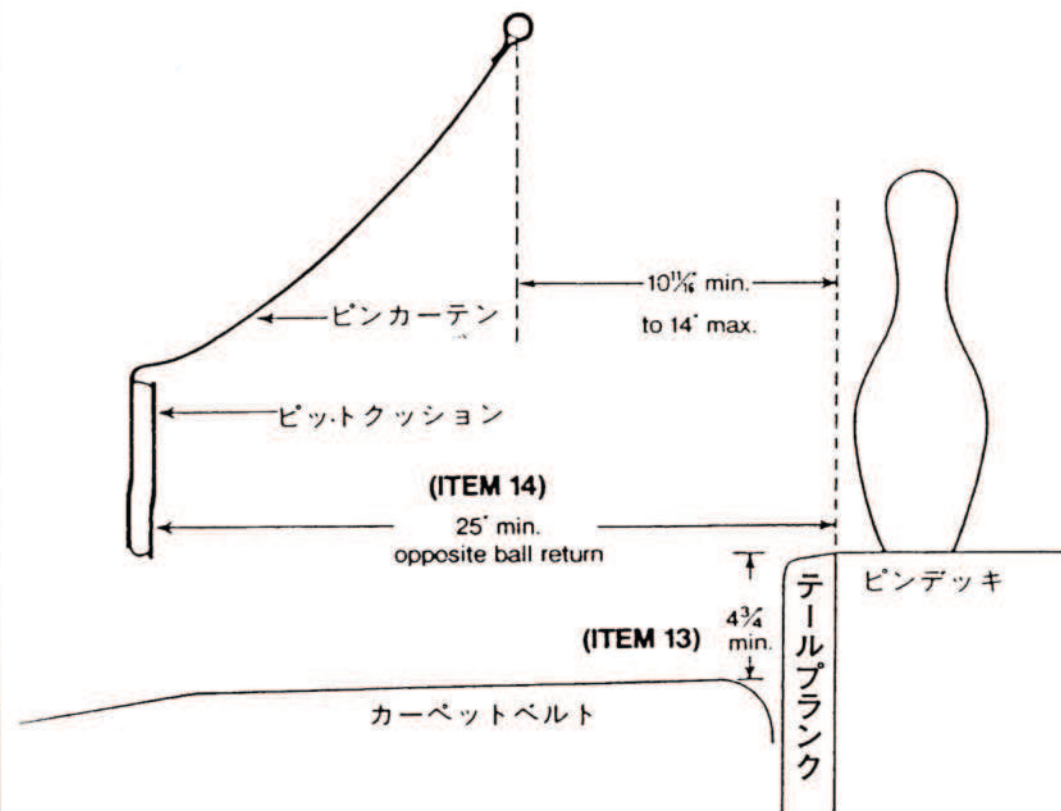
前記以外のところでは凹形とし、木板或いはNBRCで承認された合成材で組み立てられるものとします。製作時においてこの部分の凹みの中心部における深さは最低1インチ7/8(4.76cm)とします。



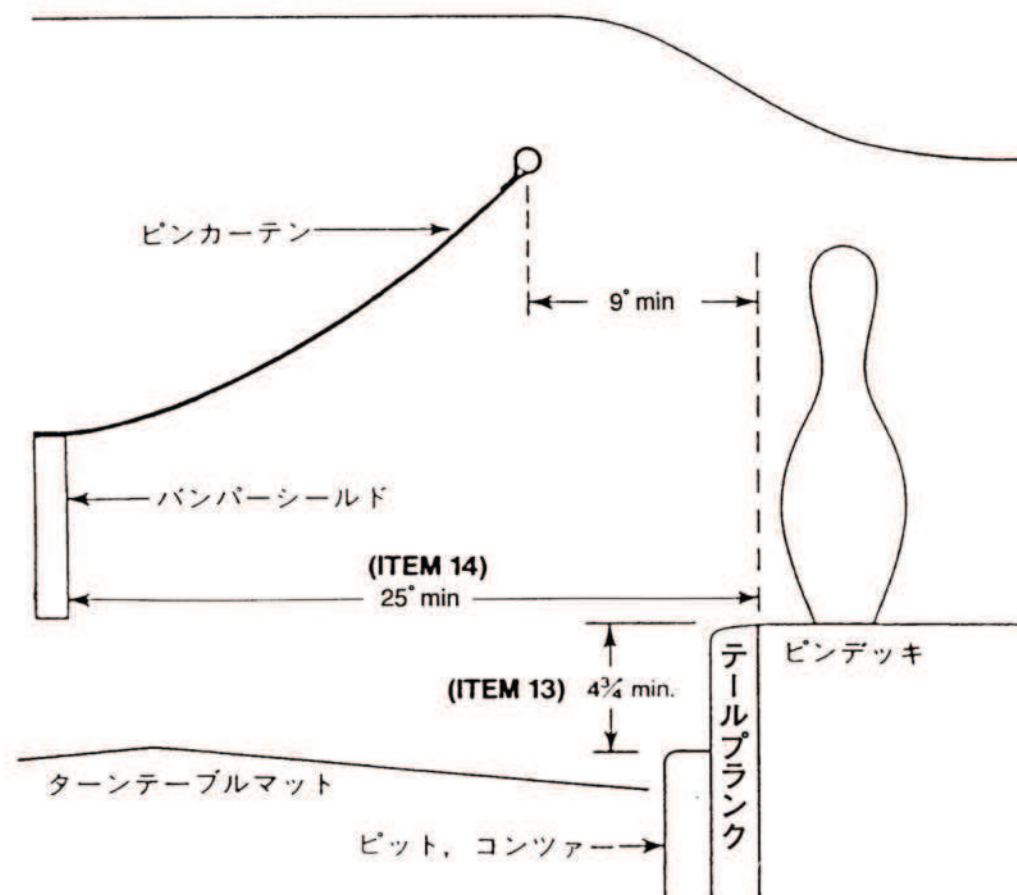
レーンの寸法(表示単位=インチ)



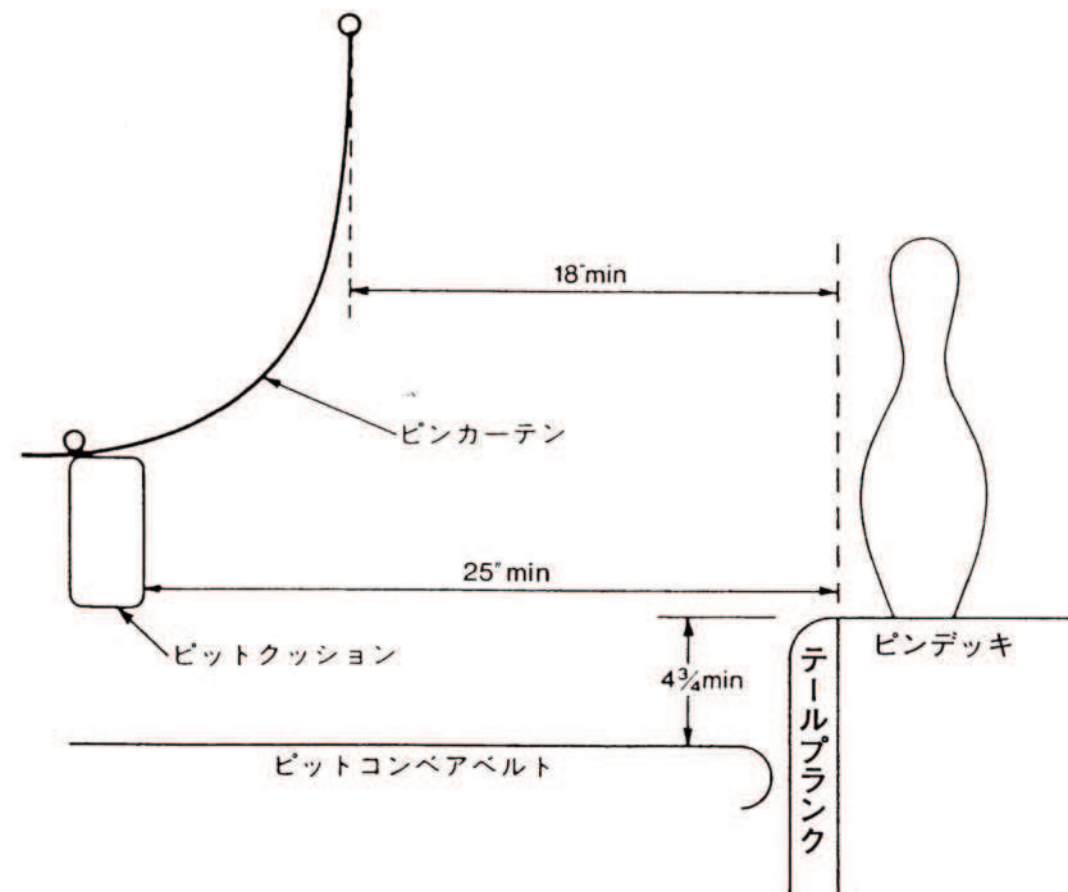
BRUNSWICK



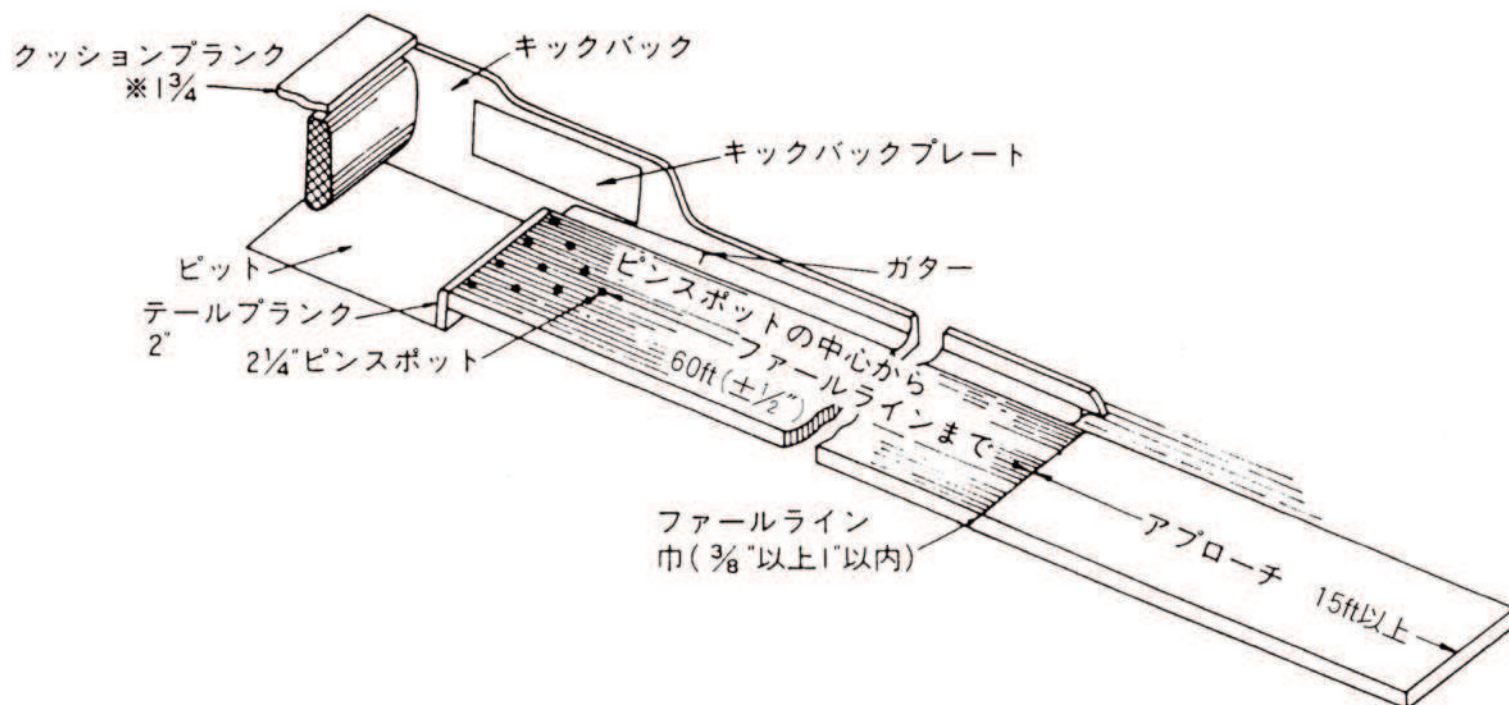
AMF



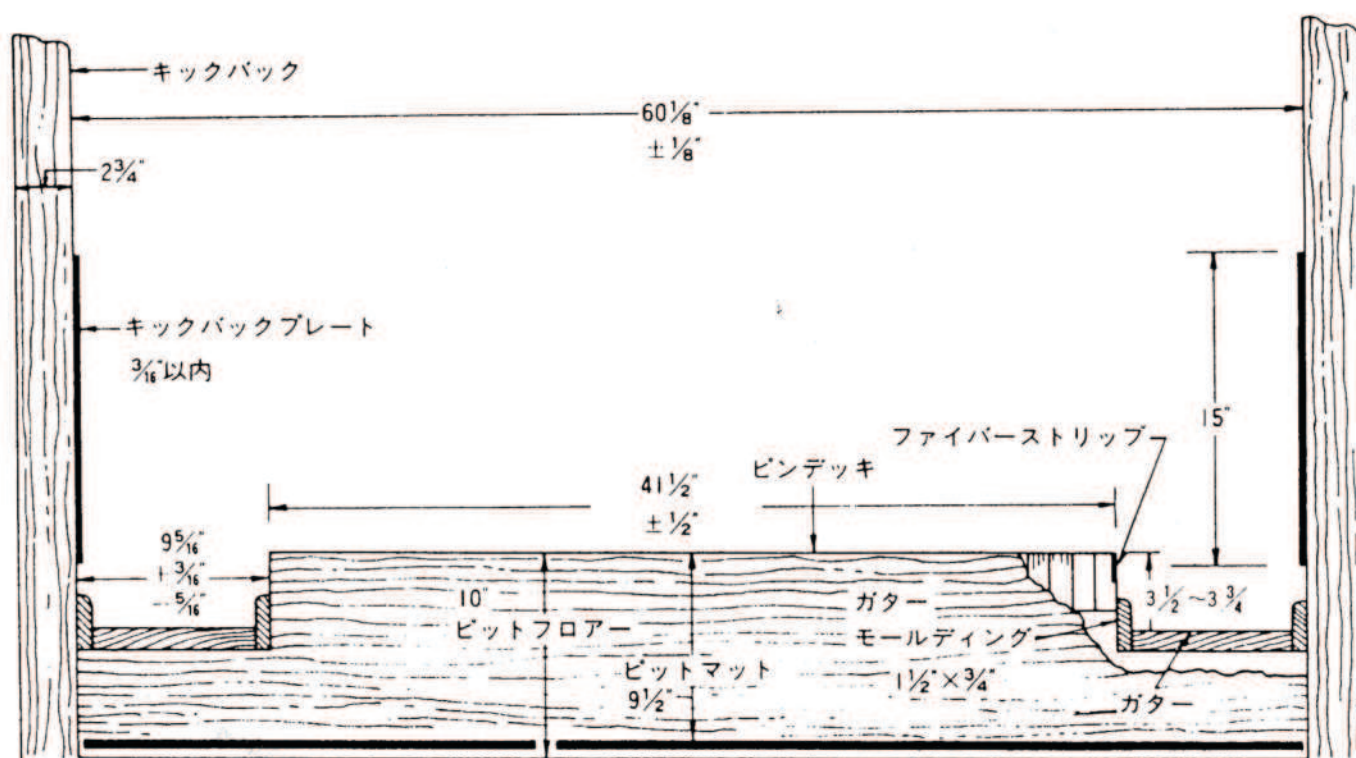
BOWL-MOR



Odin



ボウリングレーンの各部の名称



ボウリングレーン後端部構造図

第90条 縁取り

緑取りのストリップ（当て板）は、1 番のピンスポットの先15インチ（38.1 cm）以内の箇所に於て、高さ7/8インチ（2.22cm）巾3/4インチ（1.90cm）以内とし、ガター末端にむかって高さ1インチ1/2（3.81cm）巾3/4インチ（1.90cm）まで徐々に拡大させるものとし、ガターの底位部に確実に取り付けるとします。

第91条 ピンスポット

10本のピンの位置を明確に示すピンスポットは、レーンにはっきりと表示（スタンプ又はプリント）するか、或いはレーンの中に埋め込むものとし、ピンスポットの径は2インチ1/4 (5.71cm) とします。ピンスポットの中心から隣接するピンスポットの中心までの距離は、いずれも12インチ (30.48cm) とし、それぞれのピンスポットは、次の図で示す番号によって呼ばれるものとします。

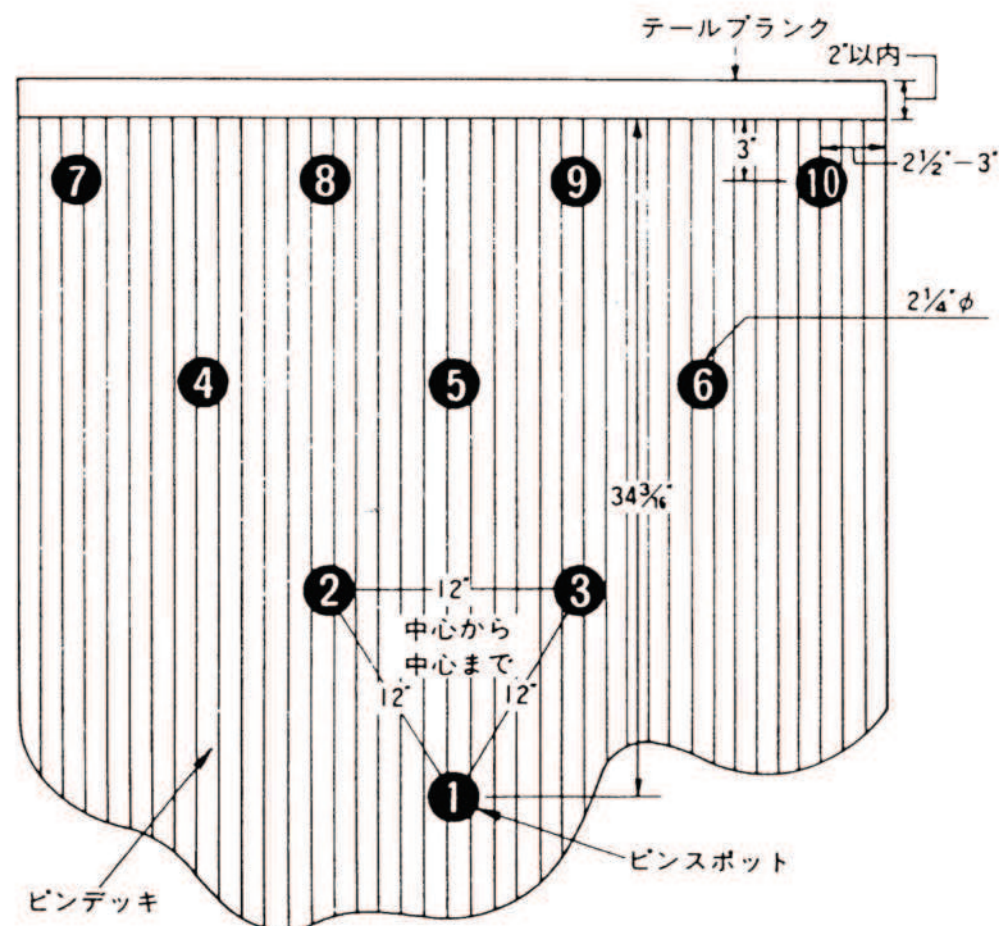
最後列のピンスポットの中心からピットまで（テールブランクは含まない）の距離は、3 インチ（7.62cm）とします。7 番および10番のピンスポットの中心からそれぞれ隣接するピンデッキの側面までは、2 インチ1/2（6.35cm）以上3 インチ（7.62cm）以内とします。尚、これらのピンスポットの中心からそれぞれの側のキックバックまでの距離は12インチ（30.48cm）以上12インチ1/8（30.79cm）以内とします。1 番ピンスポットは、レーンの両側端及びキックバックからいずれも等距離でなければなりません。尚、その距離は30インチ（76.2cm）以上とします。1 番スポットの中心から最後列のピンスポットの中心を結んだ線迄の距離は、31インチ3/16（79.21cm）とし、レーン末端（テールブランクを含まない）までは34インチ3/16（86.83cm）とします。

第92条 ピンセッティング装置

ピンセッティング装置は、ピンをピンスポット上に正しく配置しなければなりません。その適合性は、認証機関によって検査を受けるものとします。

第93条 キックバック

キックバックは、レーンの表面からの高さを18インチ(45.72cm)以上24インチ(60.96cm)以内とし、1番ピンスポットの先15インチ(38.1cm)以内で、これを挟んで向かい合った場所から後端のクッション壁迄の間、レーンに平行に取付けられるものとします。一対のキックバックの木部表面間の距離は、60インチ



ピンスポット配置図

1/8 (1.527m) とし、1/8インチ (0.31cm) までの誤差は許容されます。

第94条 ファイバープレート

キックバックは、厚み3/16インチ (0.47cm) 以内の硬質ファイバーの一枚板でカバーするものとします。

第95条 ビット

ビットの底部からレーンの表面までは、10インチ (25.4cm) 以上とし、ビットマットの上部からレーン表面までは9インチ1/2 (24.13cm) 以上とします。ビットの奥行は、レーンの後端から(測定の条件としてテールブランクの厚みを含む) リヤークッションの表面まで25インチ (63.5cm) 以上とします。

第96条 リヤークッション

リヤークッションは、黒色材で仕上げられピンがレーンに跳ね返るのを防ぐようにしなければなりません。

第97条 リサーフェイスの条件

公認リーグ及び競技会が行われる全てのレーンは、本章に定める条件に従ってリサーフェイスを行うものとします。

リサーフェイスは、ファールラインからビットに至るレーンのコンディショニング時に、表面に使用した全ての利用物を木肌を現わすまで取り除き、出来るかぎり水平に施工するものとします。その後ラッカー・シェラック塗料、或いは同種類の透明材料等で再び仕上げることによって完了します。その際、フィニッシュコーティング材の塗料に先立って、それぞれのレーンを仕上げた会社名、或いは個人名並びにそれらの所在地又は住所、工事年月日を印示するか表示するものとします。これらの表示は少なくとも板目で3枚の巾に及ぶものとし、ヘッドピンの手前5フィートから7フィートで7番ピン側のレーン側端から2インチから5インチの場所で、木肌上に印されるものとします。この標示は、新設の場合も同様に施さなければなりません。

ファールラインからテールブランク間の表面は、40/1000インチ (1mm) を超える段差条項並びに突出箇所が無いものとします。ピンデッキの縦方向の傾斜は、42インチ (1.067m) の長さについて、3/16インチ (0.47cm) 以上あってはなりません。

第98条 標識

レーン及びアプローチの表面における標識は、次の規格に適合することによって許容されます。

1. ファールラインの先12フィート (3.657m) から16フィート (4.876m) の場所には、レーン上7個迄の標的(ターゲット)を埋め込むか印示することができます。各標的の占める表面上の大きさは、巾1インチ1/4 (3.17cm) 長さ6インチ (15.24cm) 以内とします。各標的とも相互に等間隔に配置され、一定の模様で標示されなければなりません。
2. ファールラインの先6フィート (1.829m) から8フィート (2.438m) の場合には、レーンに10個迄の目印をファールラインに平行して埋め込むか印示することができます。
3. アプローチ上にはファールラインと平行に7個以内の目印を埋め込むか印示することができます(P.33の図を参照)。これらの目印は、同一様式の円形とし直径3/4インチ (1.9cm) 以内の木製ファイバー、又はプラスチック製としアプローチの表面と水平に仕上げられるものとします。標識を印示する場合は、木肌に施し、リサフェイス時に通常使用されるラッカー・シェラック塗料、或いは同種類の透明材料等を用いて仕上げるものとします。形状、寸法に関しては、一競技場内或いは少なくとも一対をなす隣り合ったレーンでは、同一様式としなければなりません。

ボウリングピンの規格

第99条 材質

ピンは堅牢なかえで材を用いるものとしますが、木材以外の材料によって製造されるピンは、NBRCによって認められた規格に従って仕上げられることを要します。

木材によって構成されるピンは、一枚或いは二枚以上の切片を張り合わせ、NBRCの規格に適合させながら製造されるものとします。張り合わせは、いずれもピンの立て軸と平行になされるものとし、仕上げられたピンは、定められたバランスの条件に適合しなければなりません。

ピンを製造する木材は新材を原則としますが、新材と古材からなる再生ピンも認められます。

第100条 重量

プラスチック塗装ピン 3ポンド6オンス以上 3ポンド10オンス以内
非木材ピン 3ポンド6オンス以上 3ポンド8オンス以内

各セットにおけるピンは、構造、材質、塗装、標識、首級部標示等を含め同一様式のものとしなければなりません。使用過度に依る汚損剥れ等による差異を生じたものはこの限りではありません。

第101条 バランス

ピンの重心は、ピンの底部から測り5インチ40/64 (14.29cm) 以上5インチ60/64 (15.08cm) 以内に位置するものとします。

非木材ピン（合成材ピン）は、いずれも縦軸の周辺において5グラム以内のバランスを保つものとします。

第102条 含水量

ピンの含水度は、6%以上12%以内とします。張り合わせのピンにおいては各切片の糊付け時における含水度を2%以内とします。

第103条 塗装

かえで材で張り合わせたボウリングピンは、通常使用される木材用塗料で塗装されるものとし、仕上げは商標或いは名称を明らかにする首級部を除いて、透明

色ないしは白着色とします。通常の木材用塗料の仕上げで4/1000インチ (0.1mm) の皮膜厚が許容されます。

第104条 形状及び寸法

ピンの高さは、15インチ (38.1cm) とし、1/32インチ (0.79mm) 内の誤差は許容されます。ピンはいずれもプラスチック、又はファイバー製の底部付属品を用いるものとし、その付属品ははめ込み式で、少なくとも2インチ (5.08cm) 以上の外径がなければなりません。

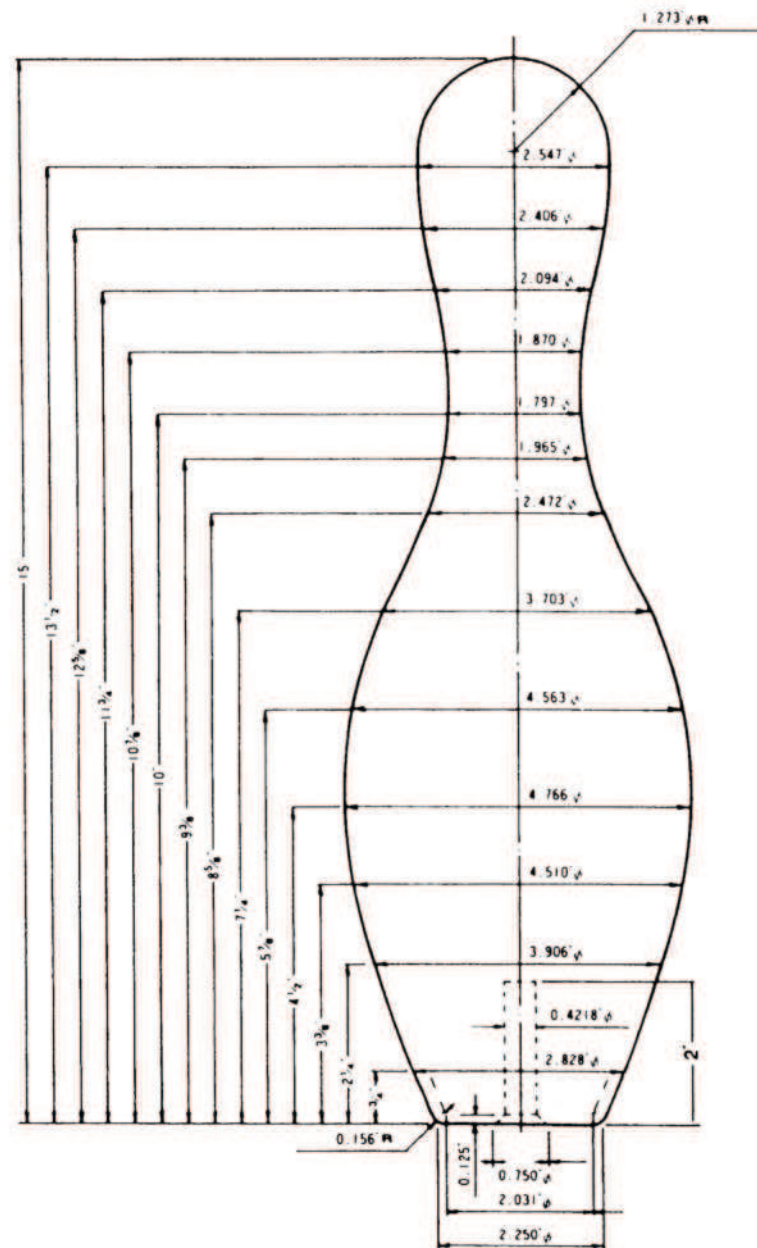
計測位置	規格寸法			許容寸法	
	直径	最大	最小		
底部(角型)	2.250"	2.281"	2.219"		
底部(5/32インチ径丸型)	2.031"	2.062"	2.000"		
底部上3/4インチ	2.828"	2.859"	2.797"		
底部上2インチ1/4	3.906"	3.937"	3.875"		
底部上3インチ3/8	4.510"	4.541"	4.479"		
底部上4インチ1/2	4.766"	4.797"	4.735"		
底部上5インチ7/8	4.563"	4.594"	4.532"		
底部上7インチ1/4	3.703"	3.734"	3.672"		
底部上8インチ5/8	2.472"	2.503"	2.441"		
底部上9インチ3/8	1.965"	1.996"	1.934"		
底部上10インチ	1.797"	1.828"	1.766"		
底部上10インチ7/8	1.870"	1.901"	1.839"		
底部上11インチ3/4	2.094"	2.125"	2.063"		
底部上12インチ5/8	2.406"	2.437"	2.375"		
底部上13インチ1/2	2.547"	2.578"	2.516"		

ピンの頭部は、1.273インチ (3.233cm) の半径で同一の弧状を描く形とし、2/32 (0.79mm) 内の誤差は許容されます。

ピンの直径の公差は、1/32インチ (0.79mm) 以内とします。

ピン側面の外形は、なだらかなものとし、全体の外形は優美な曲線に仕上げられるものとします。

ピンの底は、底部付属品側に於ける厚さを0.025インチ (0.63mm) とすることが出来ます。又その部分を凹形とすることが出来ますが、取付ける底部付属品によって少なくとも、0.025インチ (0.63mm) の厚みとし、中心部にむけて徐々に



ピン寸法規格図

0.125インチ (3.17mm) まで厚みを減らして凹形に仕上げるものとします。尚、上記のほか、底部付属品からはみ出した厚み部分のあるピンは、公認競技会には使用できないものとします。底部の縁は5/32インチ (3.96mm) 半径の円形に丸めるものとし、±1/32インチ (0.79mm) 内の差異は認められます。底部の直径は、円形縁端を除き (平な部分) 2インチ (5.08cm) 以上とします。

第105条 ピンの補修

ピンの汚れや表面亀裂の除去にスチールウール、或いはサンドペーパーを使用し、上塗りを補いプラスチック被膜面に傷当てを行なうことは、本章に示された公認規準に合致する各所の実寸の保存上支障無いものとします。

第106条 補整的な表面仕上げ

ラッカー或いはプラスチック等で表面保存の塗装を行なう場合、当該表面及び当該保存塗装の繰り返し度数は、厚み0.006インチ (0.15mm) を超えない範囲とします。

第107条 プラスティック被膜面の傷当て

ピンの首級部以下の部分における表面の傷当ては、単一面で2インチ (5.08cm) 四方を超えないものとし、総体において6インチ (15.24cm) 四方までの範囲とします。当該傷当て面は本来の標識を不明瞭、歪曲、或いは損耗させないように仕上げるものとします。尚、傷当て面の形は相似形としなければなりません。

第108条 プラスティック被膜面の頭部傷当て

頭部傷当てに用いる材料は、傷当て用プラスチック材或いは白色性ラッカーと定めるものとし、合成補強材 (手編みキャップ等) は使用出来ないものとします。

本来のプラスチック被膜が剥離、削失されてしまったピンは、公認競技での使用は認められないものとし、同様に底部付属リングの丸味部分、又は底面部の寸法が損壊、変形するか、あるいは使い込みによって変質を生じたものは、規格に適合しない限り、公認競技での使用は認められないものとします。

本来の標識を修正又は再標示したもの、不鮮明なもの、或いは抹消されたピン、並びにその部分に代用標識を付設したものは、公認競技には使用出来ないものとします。

ボウリングボール規格

当規格のいずれかに適合しない点のあるボウリングボールは、公認リーグあるいは競技会では使用できないものとします。

第109条 材 質

規定のボウリングボールは、非金属配合材質によって作られるものとし、次にあげる重量、寸法、及びバランスの規格に合致するものとします。尚、球面状態、寸法、材質及び指定限度内での物理特性に関してNBRCは諸規格を設定することができます。

装飾的目的で微細な金属粉末、あるいは切片を反射効果上使用することは、当該粉末或いは、切片が製造時にボールの一部であるように作られる場合は、ボール内部でも許容されます。此の場合、透明皮質の中に同一様式で配分され、且ボールの表面下1/4インチ (0.63cm) までとし、ボールのバランス効果を損なわぬようにし、しかも当該素材の合計分量が、ボール1個当たり1/2オンス (14.17 g) 以内とします。

第110条 重量及び寸法

ボウリングボールの円周は、27インチ (68.58cm) 以内とし、重量は16ポンド (7.26kg) までとします。又直径は如何なる部分においても一定でなければなりません。

ボールの表面は、特定の形をなした段落或いは条溝を伴わない円滑な面でなければなりません。但し、ボールグリップの為の指穴、或いはバランスないし曲がり癖の為に加える1個以内の指穴、商標文字、識別番号及び使い込みによって生じた損傷差は、この限りではありません。

付 則

1. 本「日本ボウリング・ルール (NBR)」(以下「本規定」という) は、昭和 53 年 1 月 1 日に制定し、同日施行する。
2. 本規定は、昭和 61 年 1 月 1 日に改定し、同日施行する。
3. 本規定は、平成元年 1 月 1 日に改定し、同日施行する。
4. 本規定は、平成 6 年 1 月 1 日に改定し、同日施行する。
5. 本規定は、平成 10 年 1 月 1 日に改定し、同日施行する。
6. 本規定は、平成 16 年 4 月 1 日に改定し、同日施行する。
7. 本規定は、平成 19 年 4 月 1 日に改定し、同日施行する。

